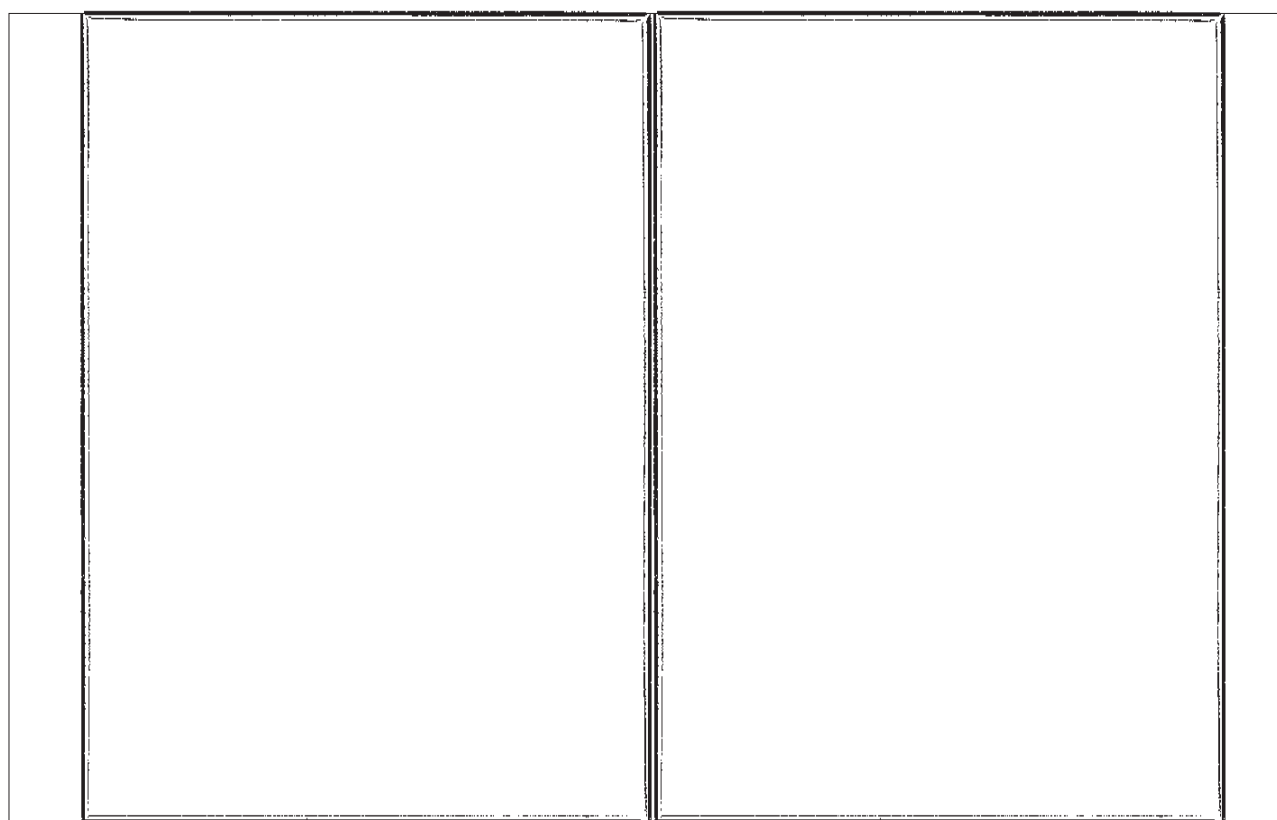
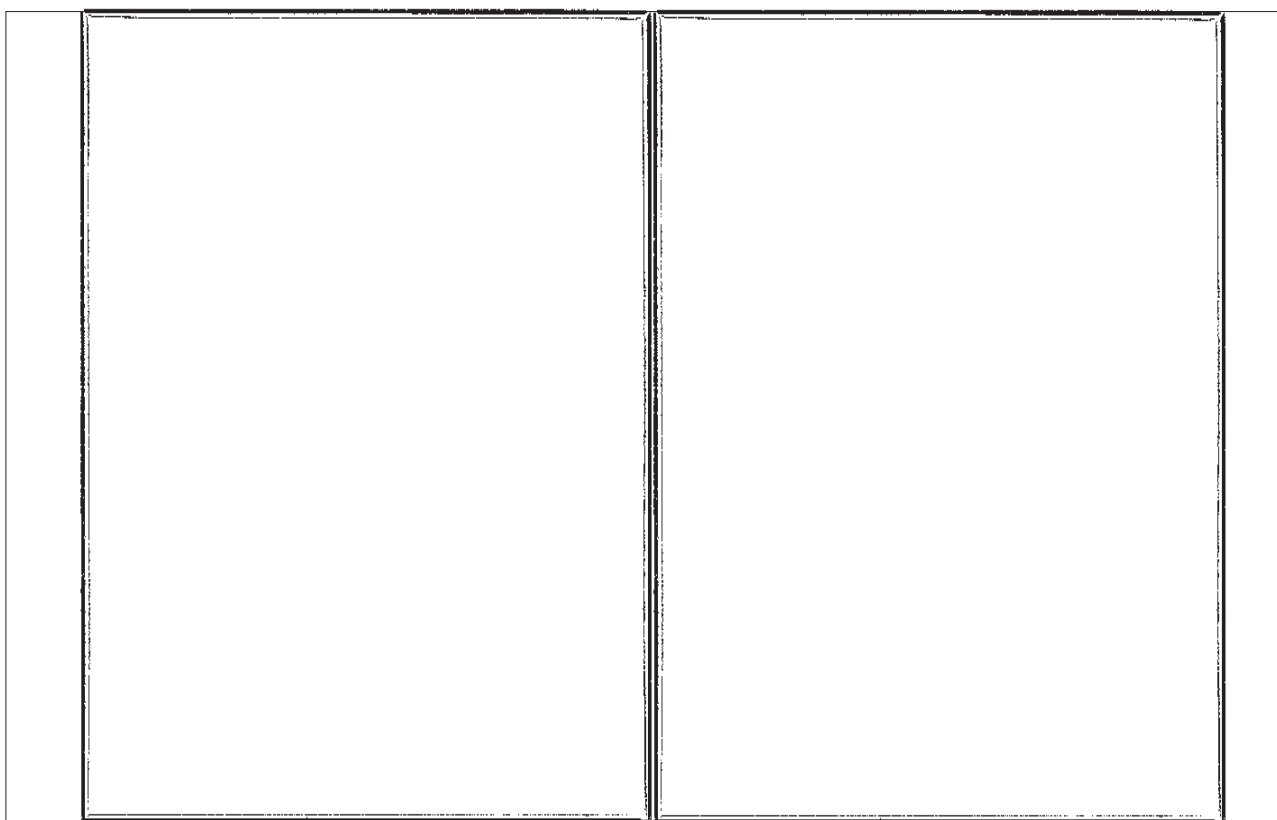


議事速記錄第六十二號

昭和十一年
第三十七次

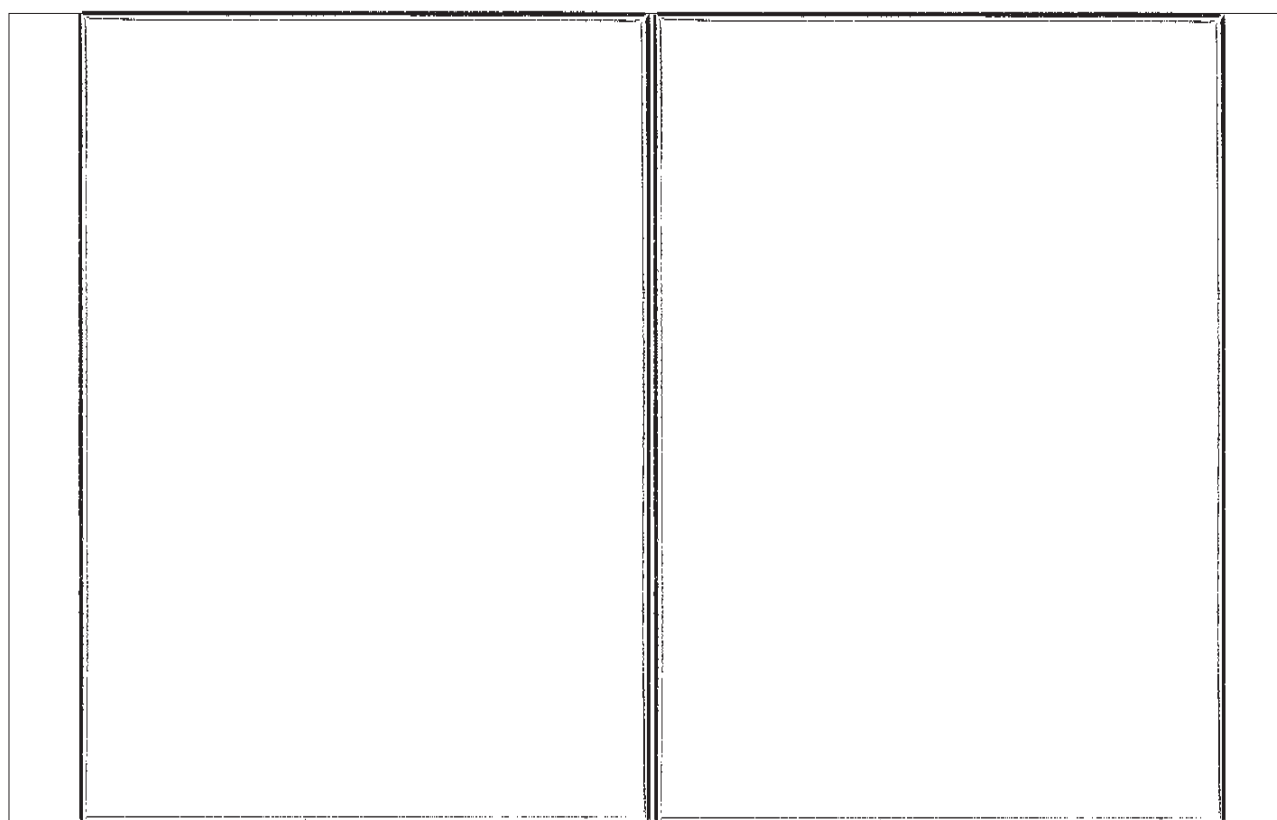
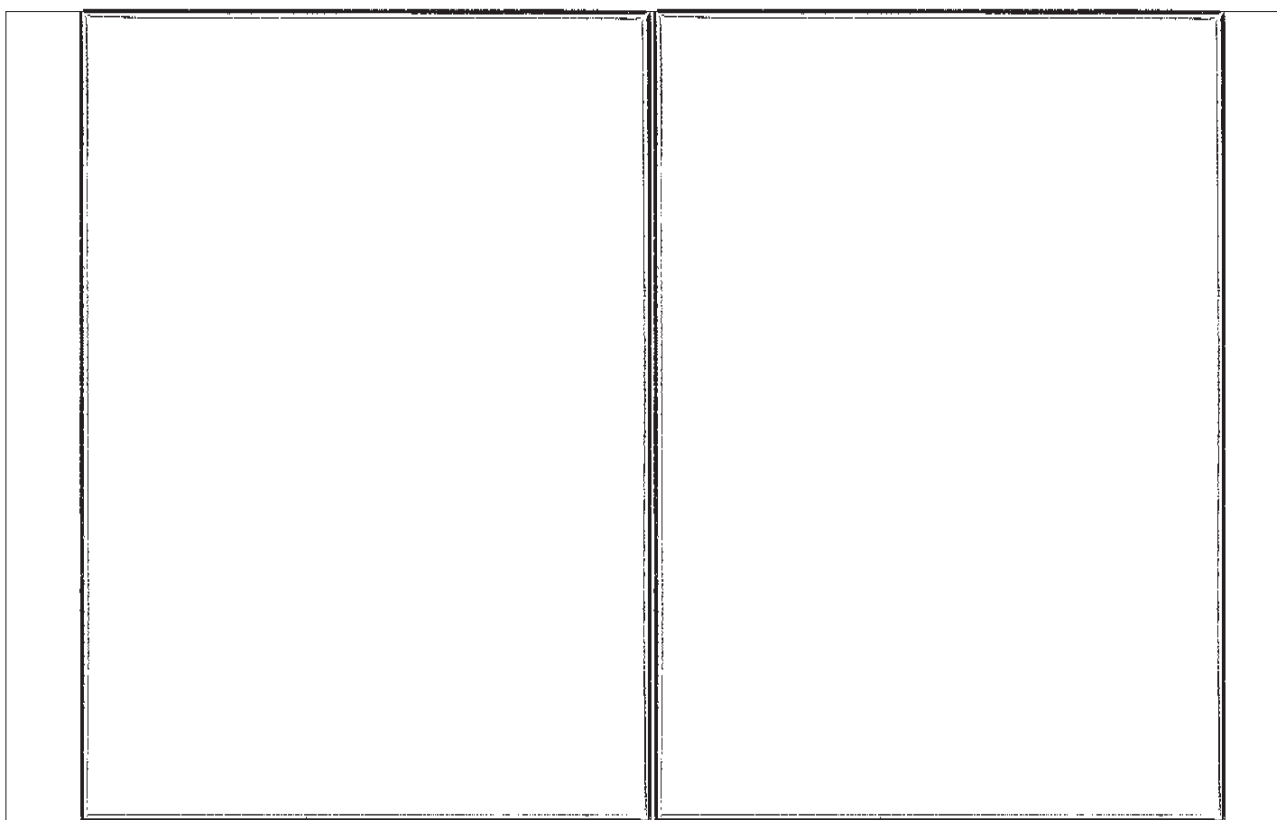
居留民會臨時會議事速記錄

天津居留民團



議事速記録目次

一、事務報告	一頁
二、消防隊移乗ニ關スル件	二頁
三、居留民團長及助役設置ニ關スル件	三頁
附 録	五頁
要 録	五頁



昭和十一年第三十七次居留民會臨時會議事速記録

昭和十一年十一月五日

於 公 會 堂

一、報 告
事 務 報 告

議 事 日 程

第一、消防隊建物移築ニ關スル件
第二、居留民團長及助役設置ニ關スル件

出席議員 (二十五名)

野崎 誠 近 龜澤 省 朝 眞藤 葉 生 張 世 萬
佐々木 清 一 橋 本 磯 太 八 木 忠 良 上 田 茂
岡本 久 雄 小 林 成 夫 清 水 一 太 郎 菊 地 新 一
桑原 興 八 牧 尚 一 遠 山 猛 雄 鍛 冶 靜 一 郎

出席參事會員 (六名)
○會 長 森川 照 太
藍谷 信 治 三 角 武 雄 野 崎 誠 近 木 下 秀 良
古田 治 四 郎

午後八時二十五分開會

○議長(遠山猛雄君) 着 席

只今出席議員數二十五名でございます、定員に達して居りますので第三十七次居留民會臨時會議を之より開會致します、恒例に依りまして監督官より招集の辭がございます、管です、御辭職を願はします。

○堀内總領事 登壇 (拍手)

今夕は民團長及助役設置に關する件、其の他一件の審議をせられる爲めに第三十七回當居留民會臨時會議が開かれました、私は監督官として一言御挨拶申し上げます。

第一に議員其の他各位に於かれましたは、御多忙な仕事に從事して居られまして、而

かも名譽ある又非常な責任のある民團の職務に従事される爲めに、お忙がしくして居られるにも拘はらず更に夜まで斯くのお集りになつて民團の爲めに會議をお開きになるといふ事は、監督官たる私として唯かしお骨折の事であらうと思ひまして感謝致します。

議題を御審議なさるに就ては當然の事でございます、私人としての意見、口論、之らのものを全然脱却されて専ら民會議員たる資格、即ち公人の資格に於て専ら民團の行政、これの善處に付て、御之を以て見れば如何にして民團の居留民の福祉を増進するか、又同時に此の民團に居られるお方は、いづれも自分達の生活を営まれると同時に夫は日本國民として此の海外に於ける國家的發展の第一線に立つて活動せられるのでありまして、從つて民團の福祉を増進するといふ事は民團に居られる居留民の生活を向上せしめると同時に、之等の各位が國家の發展の爲めに最前線に於て活動される上に極めて自由な又能率の上るやうにするといふ事が即ち民團の務めであると思はれます。其の民團の務めといふ事を第一に考慮に入れられまして充分慎重審議をせられる事と思ひます、同時に又考へますに此の當地方に於ては過去數年に亘つて日本國家及び國民が、特に出先の官憲一同が異常なる努力を以て各方面の準備工作を終へまして今日は華北の明朗化といふ事が軌道に乗つて居るのでございます、さうして當地に於ける在留民諸君は此の華北の明朗化に參照して之を力づけるといふ爲めに色々な方面に充分の活動と發展をしなければならぬといふ時代に今なつて居ります、又皆充分に活動發展をして居られるのであります、從つて今民團の

(2)

(3)

○議長(遠山猛雄君)

議事を進められるに當りましては單なる民團行政を發達せしめるといふ點にお考へを及ぼす外に更に今日の特別の事案といふものも考慮に入れて充分に現時の事態に即するやうな議事を進められる、審議を進められる事と私は期待致して居ります、之は廣く民團の民會の審議及び其の決定として内外の視聽を集めて居る動靜でございます、除却慎重妥當を要するのであります、更に考へますと支那側に於ても追々各方面の自治行政に努めて居るやうでございます、此の議事の審議等は支那側に對する好個の手法になるのであります、夫らの特別の事情を考慮に入れられまして充分なる審議をせられまして妥當なる決定に到られん事を希望致します。

極めて簡單でございますが之で監督官としての挨拶は終ります。(拍手)

○議長(遠山猛雄君) 日程に入る前に本日の議事録の署名者として以下二名の方にお願ひしたいと思ひます、牧尚一君小澤昇君どうぞ御承知を願ひます。

では直ちに日程に入ります、お手許に配布してございます議事日程第一―其の以前に參事會長より事務報告でございます。

○參事會長(森川照太君) 登壇
事務報告を致します、前民會に於て希望條項が申し聞かされて居ります、菊地議員から賜つたス受延發生に鑑みて左記の件を希望するといふ事でございます、夫は夏季に於ける天然水の日

本租界内搬入及び販賣に對して嚴重なる取締りを御希望になりましたが、之に付ては不正水、餘り汚ないを調べまして、今後は餘りひどい天然水の貯藏をしないやうに警察の方に要望して置きましたから左様御承知願ひます。尙保淨作業の徹底を御希望になりましたが、これは係の者に申し付けて一層注意するやうに致しました。

第三に水道會社の上水の消毒方を御要求になりましたが、會社に要求しまして鹽素滅菌が從來百萬分の〇・二であつたのを百萬分の〇・四といふ事にせまされた、其の結果療病院に於て検査しました處微菌を發見しなかつたやうです、が、其の検査の際標準量が少なかつたので標準量たる十瓦に付て検査して頂く事にして目下検査中ださうです……。

尙、同君から水道團營に伴ひ御注文がございましたが、其の後開きますところでは佛界井戸の自然湧出量十四萬ガロン、送氣揚水量四十萬ガロン、水温はかなり高く八月中旬に三十四度五分、飲料として最適といふ事が出来ませんし或る種の工業用としては不適當ださうであります、佛蘭西工部局側では、の、の、の質を傷める分子ださうですが、之が一寸あるといふ事が問題になつて居るが他の點に於ては水の質は好い方だと自稱して居るやうでございます。尙佛蘭西租界では試験だけに頼つたもので直ちに使用する意志はなく機械を取り出して設置してあるやうです、以上が先の民會に御希望を述べられたので従つて御希望に對する實行は以上の事項に留まつて居ります。夫から本年度の豫算に計上されましたる事業に就て御報告を申上げやうと思ひます、今

(5)

日迄に終了しましたる主なる工事は、伏見街の吏員宿舎は建築を終りましてあの消防所の建築の都合上臨時警官宿舎にお貸しする事になつて居りますから只今警官が住んで居られます。夫から花園街の貫通工事は工事は終りましたけれども支那側の連絡工事がまだ出来ませんので車馬が通するやうになつて居りません、支那側の方でもやらない様でしたら大したものではないので、支那側から此方で始めにやりまして後に向ふへ其の費用を請求するといふ事にしてもよいので、支那側と交渉の上の事となつて居ります、夫から橋立街の撤水唧筒所、共同便所等は既に竣工致しました。療病院の移轉地の土地の購入の件は種々物色して居りましたが、今度八里台街道から左に的一町程入つた處に適當な土地がありまして、二十四畝九三二坪に直すと約四千五百坪——を一畝六百弗、埋立費一萬二千餘弗、合計二萬七千餘弗を以て埋立を終りました。伏見街、宮島街の道路擴張の件は伏見街の方は道路擴張に要する道路の工事中であります、宮島街の方は本年度の豫定である榮街、常盤街の方は土地の交渉が遅れました、一方春日街と橋街の間は奥光新邸の跡が改造を圖られましたので、此の機會に道路の擴張をする事にしようと思ひます、夫から公園前第一小學校の前の方と之を加へまして此の三ヶ所は目下工事中であります。

(6)

夫から豫定を變更致しましたものは常盤街の貫通工事で、之は多年の問題でありましたが建物會社の御厚志で土地、家屋共寄附せられました事は皆さんも御承知の通りでございます、夫で早速

着手するつもりでありましたところ、軍隊の俄に増強された結果軍病院が狭くなり新病院の新築が出来上る迄臨時に貸して呉れ、といふ事で軍から御交渉がございましてじむなき次第と存じましたからお貸ししました、従つて此の工事は延期する事に致しました。

宮島街の外れの兩端に橋を架ける事になつて居ります、ところが此の橋は向ふ河岸の方に地面があつて橋の工事をしますと其の土地にどうしても架かるやうになるのでありますが、其の部分だけの話の解決をつける譯にもゆかないといふのは、管外地の件に付て領事館と佛蘭西租界の間に全體に亘つて未解決の問題が御交渉中でありまして、夫が容易に解決されませんので到頭本年度架設着手の運びに至らなかつたのであります。夫から保淨の事務所の移轉も管外地の買収が豫期の如く進行しませんのと、移轉先の地面は夏季に於て附近の池より發するガスが多く不適當だといふ事が判りましたので、今年は苦力收容所のみを移轉しますや否や、如何しますか目下研究中でございます。

(7)

夫から其の次は清水幸三郎氏對民團土地使用料請求問題でありまして、古い方はよく御承知の通り三十數年來の懸案になつて居ります清水氏の所有土地の百七十七坪、之を民團道路敷地に使用して居ります、今日迄に作り直した道路敷地の多くは其の所有者より寄附を受けてやるといふ方針で當初より實行して参りまして寄附を受けたものは少くございません、が、未だに未解決の儘の道路が可成り有る事はこれ又皆さんが古い方は御承知の通りであります。清水氏は土地の使

(8)

用料を御請求になりました民團と久しき間の争ひになつて居りますが、之らの問題は甚だ難しい問題でうっかり手を付ける譯にもいかないので歴代當局者の構みであつた事も古い方は御承知の通りであります、ところが今回同君が参事員であるのを幸い、昨年来段々談話を重ねました結果解決を見たのであります、清水氏は民團に對して土地の使用料の計算をして一萬何千円かの請求をされた居りました、これがある爲め清水氏の公課が四千五百二十二元二十三仙といふ數字になつて居りまして、御本人は償つて餘りあるといふ考へであつたと存じます、そこで何時迄も清水氏と民團との争ひが解決しません爲めに、今日幾つて居ります土地との交渉が停頓する事は當民團の爲めに不利だと思はれましたので、同氏の在任中に存じまして懇々お話しを進めました結果、是以外に同君の如く所有して居る土地を強制的に取り拂つて道路にした如き例がないのであります、其の家屋を七百弗に買収しまして、買収しなければならぬ當時買収した事にしまして、そうして之に對する利子を見積りますとその合計が二千九百七十五元になりますから、そうすると差引一千零七十六元十六仙といふものが清水氏の實際の滞納額となりますので同氏に薦めまして此の金額を完納せしめる様にしましたところが同氏も承知されまして之を完納されました、之で多年民團の痛と云はれた此の難問題も解決を致しまして従つて其の他の未寄附者の土地も民團は無償で完全に私人の私有地の道路敷地を収用する事が出来ると思ひます夫で日支兩道路所有者に其のつもりで解決を進めやうと思つて居ります、我々の在任中に成るべ

く解決を進めて次期の當局者に諮らつて参りましたら日本租界内の道路敷地は民團の所有に歸する、少くとも永久に無償使用といふ事になると思ひます、尚清水氏は此の解決に付き過去、現在、將來に於ける該土地の使用料を請求せず又追て該土地は寄附する、此の二つの條件を認めて民團に差出されましたから完全に解決したものと思ひます、以上を以て報告を終ります。

○獨地新一君 前通常民團に私が希望條件と致しまして天然水の租界搬入取締り及び保潔課の作業の徹底、及び水道會社に減價警告の件、夫から佛蘭西租界に今度搬入されました井戸の調査其他、それ〴〵の方がそれ〴〵にして下さいました事は私として深く感謝する次第であります、夫でお伺ひしたいと存じます事は、佛蘭西租界の昨年搬入されました井戸の水が三十度以上あるからといふ意味合に於て不適當であるといふ事を承りましたが、其の係の方でも宜しうございませうから此の試験の方法、佛蘭西租界の試験の報告書をお示し願ひたいと思ひます、又當民團の衛生課の調査もありませんら夫も願ひ致します。

○山本技師 今の問題に付きましては私から御説明申し上げます、之は今の佛蘭西租界の報告も来て居ります、民團では田中技師が調査して居ります、夫から水道會社の報告も参つて居ります、夫等の點を考慮致しまして私から間違ひのない點を御報告申し上げたいと思ひます、今の水温が二十度以上あるといふ事は私が實際に見て居ります、夫から三十度あるといふ事は使つても亦水として飲んでも價値がない、之をポイルして飲料の價値があるかどうかといふ點になります、之は價

(10)

(9)

値がない、其の點は佛蘭西の工部局も認めて居ります、夫は何故價値がないかと申しますと、アルカリ性が多いので其の爲め石鹼水を飲むやうな味が致します、感じない人もありますけれども私が飲んで見れば石鹼水のやうな味がしますので少し煮立てて使用すれば衛生的に無害であるけれども清涼飲料又は家庭用の飲料としては價値がない、と私ははつきり申上げられると思ひます、又今の工業用水として説明申上げれば硬度は餘りに低い、寧ろ低い方が好いのですが飲料水としては適當な硬度になつて居ります、水道會社の水に較べますと幾分タローム含有量が多量で工業用水としては民團の田中技師の調査では六八になつて居ります、硬度も六・五になつて居ります、工業用水としても私は不適當だと思ひます、それからいつて水道水も一年を通じて悪い時は一〇〇以上になりますし、之は尤も夏季の一番悪い状態ですが、併し一年を通じては平均一〇〇になります、硬度も三位が普通なのです、今の水道會社の水は工業用水としても家庭用水としても適當であります、大腸菌を含んで居るのは事實であります、之は田中君が何時も言ふのですが、夫は化學的に幾らでも方法があるのですが水道會社が其の點に注意が足りないのです、之は確かにあるので、日本の相當な専門家を呼んで来て飲料水として不適當な處理法を改良するといふやうな事は重大な事と思ひます、從來にも日本の人が今の水道會社に入つたといふ例もありません、衛生的研究が進んで居ります今日、少くも日本租界で水道會社の水を飲んで居る以上日本の人が水道會社に入つて行くのは民團としての義務があり當然の権利があると思

ひます。日本租界ばかりでなく北支那の地質水質から申上げますが、飲料水として私は不適當だと思ひません、併し井水の性質として家庭及び工業用として適當な井戸を掘るのは困難であり不適當だと斷言するのは憚らないのであります、私は夫よりも寧ろ白河の上流の水を持つて来て水道の水として使用するのが一番適當だと思ひます、之は十年後百年後になりませうが私の意見が間違ひましたなら一之は私の責任を以て申上げる事が出来ると思ひます。飲料水の方だけで申上げれば一體に井戸の水は非常に味がよいのです、佛蘭西の老西門の井戸だけが「フーリーカーボネット」が少いのであります、つまり炭酸水のやうな味がないのであります、石鹼水のやうな味がします、此の點が飲料水として適當でないと思ひます、工業用水として申上げれば佛蘭西租界の報告では家庭用としても工業用としても適當な報告になつて居ります、夫を水道會社の報告から申せば水道會社としては自分の營業上如何いふ點が不適當だとはそこをばつきり充分に言つて居りませんが、飲料水として使用する時石鹼水のやうな味があるといふ點を水道會社としては強調して居りますが、私も其の點で飲料水として適當でないと思ひます

北支に於て六百尺位の井戸では工業用水として適當じやありません、百米か百五十米近所ならば北支工業に適當だと云へます、百米か百五十米以上になれば飲料水として適當でも工業水としては決して適當じやありません、以上申しました様に私の意見は白河の上流の水を取つて「フィルタ」して今日の水道會社が行なつて居らない消毒法を我々が監督してやれば夫が一番好いのではないかと思ひます。

(12)

(11)

○獨地新一君 山本技師の御説明に依りまして判つたところもありませんし又貴方の誤解じや無いかと思はれる點もありません、貴方が只適當だと仰言つても私は得心が行きません、夫々品質の検査をなすつた結果が判つて居る事でせうが夫を第一私知りたいのです、適不適の鑑定をするのは相當の資格者がするのだらうと思ひますが、衛生的見地から専門の技術で夫に對する適不適を判定される其の人の意見ならばじむを得ません、之は少し言ひ過ぎるかも知れませんが只貴方がシャボン臭いといふ様なお話ですけれども夫だけでは私得心する譯にゆきません、一體アルカリがどの位あるのですか、其のアルカリの含有量、夫から温度が三十度といふ事ですが之は何時頃に計つたのですか、どういふ方法でお計りになつたか、どういふものでお計りになつたか、計り方の方法も伺ひたいのであります。

○山本技師 今の御質問に對してお答へ致します、水質の問題は重大な問題です、單に日本租界の療病院の調査だけでは充分だとは申上げられません、其の爲めにはもつと時日をかして専門の人に就て申上げませんと充分だとは申上げられません、田中さんの調査だけでは充分と云はれない譯です、今度滿鐵から見玉博士が「此の方は水だけの専門の博士ですが」見えて、今日は北平の方に行つて居られますが、三日後天津に来るそうです、天津に来てからは天津だけの水の調査に半年以上居られると思ひます、其の方の意見も伺つてみたら……之は恐らく私の申上げたの

と反対の現象が起るとは思つて居りません、そのいふ反対の現象が起る場合は私は想像して居りません。今の佛蘭西工部局の報告を申し上げます、之は概念的に申上げれば佛蘭西工部局の報告ではあの井戸の特長はソフネスの低い事とアルカリイオンの多い事が特長になつて居ります、ソフネスは療病院の研究では六・五あります、之は決して低い程度ではありませんので飲料水としては蓋し適当な硬度になつて居ります、佛蘭西側の報告では〇・八になつて居ります、病院の田中技師の調査によればアルカリとカーボネートが非常に多いといふ事ですが、夫が結局今の生の儘では石鹼の水を飲むやうな味がするのだと思ひます、之を熱したならば減少するかと云ふと、大分なくなりますが夫でも飲料水として決して適当ではありません、之は老西開の問題ですが、飲料水として井戸の水は二百米になつたら適当であります、私も之だけははつきり申上げる事が出来ず、百米内外の井戸では飲料水として適当ではありません、微菌の心配から云へば勿論心配です、ですから夫は適当に処理すれば浅い井戸でも結構だと思ひます。

○菊地新一君 如何も貴方の説明はピンと参りませんが以上質問致しません、由木技師のお話中に水道水の自來水会社に日本の技術者を入れる必要があるといふ事がありました、之は確かに必要だと存じます、實は私今年の九月二十一日、三日頃單身水源池に出掛けて行きました、彼處の技師と一緒にタンクを廻つて歩いたのです、その時色々詳しい説明を伺ひましたが、水源池は御承知の通り白河の泥水でありまして大腸菌を發見する事は度々あるといふ事で、出来得る事なら

(13)

ば無理をせずに滅菌方法を訂正させたら、現在コールルだけで居りましたが、實際どれ程コールルの効果があるかと申しますと、勿論會長の言はれた四・〇プロミリでは餘りありません、之は何しろ白河の泥水の水源池でありますから他に良好な水源池があれば夫を水源池として是非とも團營として、殊に北支明瞭化に伴ひ在留邦人、外國人も増えて租界も追々膨脹しますから一層精々研究し努力下さるやう當局者の考慮を願ひたいと思ひます、私の質問は之だけです。

○參事會長(森川照太郎)

先刻大腸菌に付て十五の検査がまだ利らんと申しましたが、只今報告がありましたけれども無いそうです、若し果して無いならば此の點御安心下さつてよろしいと思ひます、多年懸案の大事な水源池の問題ですから、我々の時代ももう直きに終ります、後任の方によく申し續ぎまして、單に民團だけの問題ではありませんから其の積りで善處するやうに申し續ぎます。

○鍛冶静一郎君 只今會長から承りますと多年の懸とされてゐました清水君の道路の問題が會長始め參事會員の努力に依つて解決されましたようでありますが、其の内私の聴き違ひかも知れませんが得心のゆかない點が二、三ありますのでお伺ひ致します、第一は三十年といふ事を申されましたが、民國は先年二十周年を迎へたので三十周年はまだ來ないのかと記憶して居ります、之が一つと、夫から七百元の家屋を買収されたのに二千元といふ約三倍以上の利息を拂はれたと承つて、一體どの位の利息をおつけになつたのか、複利でやられたか、乃至は第一の民團の閉けて

(14)

ない内の三十年も加へられたか、次に滞納金の利息は取らないのですか、取るといふお話はありませんか、そうすると民國は拂ふ金に利息をつけて取る金に利息をつけない、斯ういふ解釋になりますか……此の三點を一寸お伺ひします。

○參事會長(森川照太郎)

三十年は間違ひです、随分古くからの話だからして三十年位になつてゐると思ひましたが二十数年でせう、その訂正致します、夫から利息の件は三十年かちや居りませんが、買ふべきものであつたら其の時に買つて其の時に金を拂つて買ふべきものを直ぐ其の時に金を拂はなかつたから、拂ふべきものを拂はずに居たものなら當然利息をつけるべきであり利息をつけるなら複利にするのが當然だと思ひましたので複利にしまして、七百那のものが二千九百七十五那、約二千二百那程利息がついた譯です、夫を拂つたのです。

○鍛冶静一郎君 その利率は。

○參事會長(森川照太郎)

夫も色々議論が出たのですが、天津の普通の利率にしようじやないかといふので普通の利率にして高いやうなものは拂つて居りません、民團の公課に對しては延滞利息はそつといふ明文がありませんので残念ながら此方は取れません。

○鍛冶静一郎君 平野君に聞きますが多分間違ひないでせうか。私のメノ子算用では複利でも二十

(15)

年に三倍以上になりそうありませんか。

○理事代理(村田 秀君)

一寸。平野さんは正式に算盤を採つたのじやないので清水さんに頼まれて採つたので、今直ぐに其の數字は平野さんにも利らんのじやないかと思ひます。

○鍛冶静一郎君 間違ひでさへなくば好いのですが、民團として清水さんの要求で計算したとだけよいでせうか。

○平野書記 夫は間違ひありません。

○鍛冶静一郎君 そうですか、夫じや又私は歸つて算盤を當ります、夫でいゝです。

○議長(遠山猛雄君)

そうしますと事務報告に付て何等かに御質問ございませんでせうか。

(なしと呼ぶ者あり)

御質問がございませなければ事務報告の件は御承認と認めます。従つて議事日程に入ります。

議事日程第一、消防隊建物移築ニ關スル件

之を議題と致します。

理事代理(村田 秀君) 登壇

消防隊建物移築に關する件を御報告申し上げます、之は本年三月居留民會の通常會の「消防隊建物

(16)

移築」と申します事項の第二項の中に、此の本年三月の議案はお手許に参考として差上げてあります(朗讀)

消防隊建物移築及吏員宿舎新築ノ件
一、消防隊建物ヲ宮島街十三番地(宮島、芙蓉街角)ニ移築シ及吏員宿舎七戸ヲ伏見街保淨係建物所在地跡ニ新築スルコト
但シ吏員宿舎ハ消防隊移築ノタメ取壊タルヘキ警官宿舎七戸ヲ外務省ニ於テ新築サル迄警官宿舎トシテ無償貸與スヘキモノトス。

一、前項ノ兩工事ハ昭和十一年度及同十二年度ニシテ年々ニシテ九續事業トシ其經費五萬弗申昭和十一年度ニ三萬弗、昭和十二年度ニ三萬弗ヲ支出スルコト。
一、右兩工事ノ按配、施行並ニ之ニ要スル交渉一切ヲ參事會ニ一任スルコト。

と斯ういふ事になつて居つたのであります、ところが其の後消防隊の建物を私共の方では二階建にする豫算を取つて居つたのですが、警察の方から三階にして三階に消防隊關係の警察員を泊らせた、其の家賃は或は出してもよい、尙之も未定だけれどもあの隣に三階建の大きな家が建てば其の間に二階建のものが挟まると外観上も餘りよくはないし三階建にして貰ひたい、斯ういふ話もありましたので此の民會がありますのを機會に三階建に變更する事を御承認願ひたいのであります、此の工費が約一萬四千弗増額になります、其の外に材料の値上りが六千弗ばかりあります

(17)

が、夫を加へまして五萬弗の豫算を七萬弗として夫で七萬弗とする事を御承認願ひたいのであります、併し今年の豫算は此の通り三萬弗で済まして四萬弗が來年の支出になりますから今年度の豫算には變更ございません、之を御承認願ひたいと思ひます。

○議長(遠山猛雄君)
只今理事代理から説明があつた通りですが御意見なり御質問がございませぬならば此の儘……
○鍛冶静一郎君 斯ういふ議案を出されるならば第二項で十二年度に四萬弗といふ事を書かれる方がよくありませんか、只五萬弗を七萬弗にするといふだけよりも……。

○理事代理(村田 秀君)
此の前の第二項の經費五萬弗を七萬弗に變へるだけで議案がすむのです。

○鍛冶静一郎君 中の内容が變るでせう。
○理事代理(村田 秀君)
第二項の五萬弗を七萬弗に變へても十一年度は依然として三萬弗だといふ事ですから。

○鍛冶静一郎君 夫は豫算編成を變へんといふ事を明記する爲めでも廻りくどくなくして書いていた方がよろしくないかと思ひますが。

○理事代理(村田 秀君)
此の改正の仕方が簡單だと思つたので斯うしました、第二項の經費五萬弗申十一年度に三萬

(18)

弗、十二年度に二萬弗とあつたならお説のやうに訂正しなければなりません、十二年度に殘額となつて居りましたから五萬弗を七萬弗に變へただけでよろしいかと思ひます。

○鍛冶静一郎君 一寸今村田理事代理のお話に依ると、初めは二階建といふ御計劃だつたのが今度警察からの御希望によつて三階建に變更するといふ事ですが、今年の民會に提案された際に勝手に決められたものか、夫とも協定して決められたのだけと其後の方が三階建になるからと此の變更希望があつたのでせうか、其の邊を一寸お伺ひしたいのですが。

○理事代理(村田 秀君)
警察の初めの御意向は二階建だつたのです、打合せはあつたのです、其の後色々御希望が變つた譯です。

○鍛冶静一郎君 夫なら問題ありません。
○議長(遠山猛雄君)
外に御質問がございませぬか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)
外に御質問がございませぬければ本案は議會省略可決確定と致したいのでございませぬが、如何でございませぬ。

(「賛成」と呼ぶ者多數)

(19)

夫では日程第一、消防隊建物移築ニ關スル件。可決。
引續きやませせうか、五分間休憩しませうか。
(「今始まつたばかりですから引續いてやませせう」と呼ぶ者あり)

○議長(遠山猛雄君)
引續き
日程第二、居留民團長及助役設置ニ關スル件
本日程を議題に上せませぬ。理由其の他に付ては參事會長より御説明がある筈と思ひます。

○參事會長(森川照太君)
天津の民團は御承知の通り並に共益會と分離しましたから規模が小さくなつたやうであります、其の後數年、殊に最近人口も激増しましたから却つて豫算は同時に増す勢ひを示すやうになりました、一部の仕事を削減しましたが其の高は決して減つては居りませぬ、之を上海あたりには比へましても豫算額が四分の一程此方の方が多うございませぬ。然して上海に有給民團長制を採用して居ります、のみならず上海の民團は之から御承知の如く日本人の營業と教育だけを事業として居りました天津の共益會のやうな事をやつて居りますに反して、天津居留民團は專管居留地を經營して居りますして其の事務の煩雜、繁忙は上海民團の比ではないと存じます、茲に有給民團長を置くに足るべき第一の素質が備はつて居ると存じます、のみならず最近北支の状態は御承知の通りで

(21)

ありまして一大飛躍をなすのでございます、従つて當民團も此の時勢に適合するだけの飛躍をしなければならぬ、又飛躍を迫られる時が来るのだらうと存じます、殊に今日の状態に於きましては居留民と民團との關係といふものも從來と違つた緊密さを必要とするのじやないかと考へられます、従つて如何しても茲に有給専門の民團長を置きまして勉えす變つて行く北支の状態に伴ふ、所謂現状にも注意して對外的に多大の注意を拂つて居る人があつると同時に對内的にも色々の業務が増えて來ると思ひます、茲に又民團長設置の必要があるだらうと存じます、此の只今の様に七人の合議制の參事會が民團の執行機關になつて居るといふ事は日本の自治體に類例がないと思ひます、恐らく之は支那のやうな半植民地國に於ける英國の施設を無意味に風刺した爲めに體のやうなものが産れて存在して居るのじやないかと思ひます、英國人のやうに實際の運用に馴れて居つて英國人のやうな手段や英國人のやうな態度で支那に臨んで行くならばあゝいふ態度でもいゝでせうが、我々日本人はそつといふ制度にも馴れず支那に於ける物腰が相當違つて居る、のみならず茲に一大飛躍をなすやうになつた時に合議制の名譽職の一團體が執行機關といふ事は、事務の敏活、施設の周到といふ事を期する上に甚だ間違つて居るやうと思ひます、こゝして私は最近に民團内に於て起つたやうな事柄に付て考へて見ましても、畢竟斯ういふやうな片手間の參事會が執行機關になつて居るといふ事が不行届きの起り易い原因の一つじやないかと思ひます、如何しても現在の天津の居留民團の機構をよし根本的でない迄も大いに改善を加へまし

(22)

て、而も時勢の進運に伴ふやうな改革をしようと思ふならば、名譽職の合議制の參事會を執行機關にするといふやうな事では到底其の目的を達する事は出來ないと思ひますから、茲に於ても有給の民團長を置きまして事務の敏活を圖らなければならぬと存じます、私は豫てから民團に適當な理事をへ得れば好いといふ事を十數年前に考へまして、良い理事を得るやうにといふ趣旨で皆さんに説いて廻つて、數年かゝつて凡そ係給だけは良い理事を招くに足るだらうといふ額まで規定に於て上げるに至りましたが、民團三十年の間に十二人の理事が就任して居りますが、其の間に適任と思はれる方は一人或は二人に過ぎなかつたらうと存じます、最近に私は「公衆」といふ事をやつて見ましたが其の結果は豫期の如くありませんで、二度目の公衆に對して應募した方の中には適當な候補者と看做されるべき方がないのであります、茲に於て私は理事の公衆といふ方法にも失望したのであります、其處で理事を或は縁故に據つて有力な先輩等に推薦して貰つても適當な者を得られない、公衆しても適當な者を得られないといふ做目に陥りまして、夫に先刻來申上げたやうな事情もございまして、如何しても合議制の參事會の執行機關の下に理事を得てやつて行く事は圓滿に行かないのだといふ結論を確信するに至つたのであります、然らば如何したならば宜いかといふ事になります、夫には識見もあり徳望もある方を迎へて民團長として民團の衝に當つて貰ふ、之より外に方法がない斯ういふ事を考へましたので參事會の決議に依りまして今夕此の案を茲に提出した次第でございまして、どうぞ右様の事情御諒承下さつて此の案に御費

(23)

同お願ひしたいと思ひます、夫から尙茲に「居留民團長助役規程案」といふものを參考として付けて置きました、どんなものにするのだといふお考へが當然起ると考へられましたので御參考迄に御覽に入れた譯であります、若しも本案の方が承認になりましたらば何れ次回に於て民團長助役を設置する時に此の案を提出するのですが、茲に於ては只御參考に提出しただけでございまして。
○銀治郎 説明で一寸判らない處がありますが御質問致します、第一番に今日の民會を二十八日に斯ういふものがあるといふ事を承知しました、民會議員にも少し早く知らして頂きたい私は上海に友達が居りますのであちらの民團も調べてみたいと思ひまして民會議員として依頼状を出したのであります、先方も忙しい體であるしまだ返事が來ない中にこの民會が開かれたのですが、民團長制を上海が早く行なつたその上海の成績がよいか否か、私の聞いてゐるのではあまり面白くないといふ話でありましたが、茲に民團長制を採用しやうといふ以上は御研究になつた事でせうから上海の實績如何等を詳細に御説明願ひます。
○參事會長(森川照太郎) 此の案をもつと早く通知すべきだといふ御説は誠に御尤もに思ひます、理事の適當な候補者が無いといふ事の判りましたのは、私が日本に行つて理事候補者を物色した時に如何も適當な候補者でないといふ事が決まつて、其の頃から考へたのであります、監督官とも色々御相談しました

(24)

が、當局者の更任が數次其の間に行はれましたので此の案を提出する運びが遅れました、お叱りを受つたのはそつといふ事情が一部にありました事を御承知願ひたいと思ひます、そこで我々は色々最近の出來事も考慮致しまして、成るべく早く民團行政の基礎を固めて日本租界行政の刷新を圖らうといふ事を希望してゐるのみならず、我々の任期も後暫くでありますから夫から考へて一日も早く實行するのが民團の爲めだと思ひましたので、これで出來るだけ早い期間に提出した次第でありますから御諒解を願ひます、上海の制度はどうかといふ事ですが、なる程私は先頃七月の末に青島の民團會議に出席しましたが其の折上海の民團長も参りまして、其處で各地の民團長の話も色々聞いたのであります、上海の事情に通じたる方から「信すべき方から」能く詳しい話を伺ひまして事情を承知しましたが、上海に民團長を設けましたのが一昨年かと思ひますが、初代の民團長の時には――どうも上海民團の悪口を茲で申したやうな形になつては申譯がありませんから控へさせて頂きませんが――やゝこしい事情があつて紛糾を生じたのであります、夫が爲めに色々の方面から反對がありまして初代の民團長は就任して程なく辭任されました、之が上海の民團長事件として諸方に傳はりまして上海の民團長の問題は失敗に終つたといふやうな印象をお受けになつたのだらうと思ひます、夫は初代の民團長だけの話で最近昨年あたりから――私は青島に來てお目にかかりました――甚だ濃厚篤實な方が一人民團長の職に就いて今日迄其の任に當られて居りますから、現在上海に於ては民團長と民團長制に付て問題はな

いと思ひます、上海の民團長が面白くないといふのは初代民團長の其の問題だらうと思ひます
○鍛冶静一郎君 只今のお話を約言してみれば、要するに初代の人が悪かつたので二代の人は良かつた、人間が悪くて制度は悪くなかつたといふ事に歸着するのですか。

○参事會長(森川照太君)

初めの方は當時の参事會長其の人が引續いて有給民團長に變つたのです、其の邊に相當非難を招くやうな處置があつたらしいのです、夫で引續いて紛糾したので、其の結果辭任されたのです、人が好いか悪いか私には存じませんが、只民團長が變つてなかつたといふ事に付て彼是非難があつたやうです、夫で辭任されて現在の民團長が就任されて、其の後制度に付ても人間に付ても何等問題なく圓滿に進行して居るやうに聞いて居ります。

○鍛冶静一郎君 つまり制度そのものは實際取扱つてみて悪くない、そのいふ事ですね。夫はそれとしまして最近起つた問題——餘り言ひたくないが——あの問題から考へても民團長を有給にするよりか、茲に助役が名譽職となつて居るが、夫等よりも北支の明朗化といふ状態に順應する爲めにも會計主任を有給にするのが只今の問題として先に急ぐべき問題じゃないかと思ひます。民團長の問題も大事であります、差當り大事な緊急問題は、もつと早く會計主任を無給にして置かず有給で專任にやつて置けば先頭に於ける事件が起らなかつたのかとも考へられます。會計主任を設ける事が先にやる事であつて民團長を置く事は第二の問題だと思ひます、如何しても

(26)

民團長を置くならば夫もいゝですが、同時に會計主任も置くのが妥當だと思はれるのです。
○参事會長(森川照太君)

助役はいゝんですか、助役を名譽職とする事は……。
會計主任は置きます、之は今度この民團長及助役を置くといふ事に會計主任といふ事も入れて置かつたのですが、有給會計主任を置く事は我々は勿論此の制度が決まつた上で有給委員たる會計主任を置くといふ案は其の時に出すつもりで居ります、助役の名譽職は序に説明しますが、相當な高給の民團長を置き助役を有給としますとこれ又相當高給と見なければならぬ、民團長差支への場合は代つて民團長の仕事をふ人だけに相當な額は出さねばならぬ、従つて民團長の給與が膨脹して來るといふ事を考へまして、更に民團長の豫算も増して來る一方であり、そのいふ點を考慮しまして有給の民團長と助役を名譽職とした譯で來る一方でありますし、決定は又臨時民會といふやうな形でお諮りしたいと思ひます、助役は民團長の考へを聞いてからにします、民團長が或は助役と會計主任と兼ねた人にして會計主任の給料を與へて兼任したら宜からうと言へば、適當な人がなければ、必ずしもそうすると決めちや居りませんが腹案はさういふ風に決めて居ります、有給會計主任は民團長を決定する時に提案するつもりで居ります、御承知願ひます。

○鍛冶静一郎君 説明に依りますと茲には名譽職とあるのですが、居留民團法第六十八條か第六十

(27)

九條に「民團長ヲ推薦ニ依リ居留民會ニ於テ決定スル」とありますが、助役は名譽職としましても天津の相當な人にお願ひするのでせうか、一方は無料で、然も俸給取りが居て其の下に甘んじて受ける方があつたやうか、夫も相當な権能があればいゝが「領事ノ許可ヲ得ルニ非サルヘ他ノ報酬アル業務ニ従事スルコトヲ得ス」斯ういふ窮屈な、會社の取締も監察役にも其の他の事務員にもなれない窮屈なものに縛られて月給は一文も貰はずに働く、そんな人が居るでせうか、助役で在つて會計主任で有給者なら居るでせうか、斯ういふ拘束を受けて有給民團長の下に名譽職の助役には然らざる人はないと思ひますが、助役の名譽職といふのは有給でも構はないのですから殊更に名譽職と書かれず、民團長が推薦するのだから——強ち有給會計主任を決めるとは言ひませんが——その氣持でおやりになつたら如何ですか、其の邊一す。

○参事會長(森川照太君)

そこにあるやうに「助役ハ民團長ノ推薦ヲ民會之ヲ定メル」と斯うなつて居りますから、民團長の制度も今夕御承認を得ようといふのですから推薦がある譯はなし、助役といふものを決定する事は出来ないと思ひます、私共も只で居留民中に名譽職の助役を求めるのは難しいと思ひますが絶望でないかも知れん、又民團長の考へもありませうが、有給會計主任をして名譽職たる助役を兼務せしめるといふのは我々の考へと貴方の考へと一致するのですが、適當な人が有れば此の

(28)

有給問題は難なく解決出来ると思ふのです、従つて助役が名譽職と茲になつてゐますのは規定としてどつちかに決めた規定がなければならぬ、事實は名譽職にしようといふ考へを假定して、どつちにしてもいゝがどつちにするといふ規定を明かにして置かなければならぬだらう腹案は會計主任をして助役を兼ねしむるといふのですが名譽職と茲にして置いたのです。

○鍛冶静一郎君 夫なら民團長が決まらないのに茲に出さないでも場合に依れば助役は削つて置いたら如何ですか、民團長の推薦があつて初めて助役が考慮に置かれるのではありませんか。

○参事會長(森川照太君)

民團長があると助役は必要なのです、助役の任務は民團長差支への場合代つて事務を執る、又民團長が居る時は仕事がなくつたといふのではなく之を補助する、従つて如何しても民團長を置けば助役を必要とします、助役が又差支へる時には代理の助役が代るといふ事になりまして民團長制の下には必然の制度です、如何したつて定めて置かなければならぬ、民團長だけを定めて置くといふ譯にはいかにいふのです。

○鍛冶静一郎君 結局民團長が助役を推薦して其の民團長の考へに依つて有給、無給になるのですか、民會に於て決めるんじやないんですか。

○参事會長(森川照太君)

我々は名譽職といふ事にして貴方のお考へと同じやうに會計主任をして兼ねしめるつもりです

が、民團長が如何しても来ないと言へば有給になるでせう、只規程としては今茲に出すには假に決定しなければならぬから名譽職としてありますが、之は参考なんだし又之を確定案にしたところで會計主任を定めて時に有給にする案を出して變へさへすればいいと思ひます我々の希望するところは斯ういふものであるといふ事を御参考迄にお目につけたら、と斯ういふ譯です。

○鍛冶静一郎君 民團長助役を設ける事は……

○参事會長(森川照太郎君)

民團長助役設置の件は決まつて居ります、規程案の方が御参考です。

○鍛冶静一郎君 設置の方だけ決めて給與の方は決まないのでですか。

○参事會長(森川照太郎君)

夫は此の次の民會で民團長を決定します時に一緒に決めたいと思ひます。

○鍛冶静一郎君 一年壹萬五千元以下といふものは決まつてゐるのではないのですか。

○参事會長(森川照太郎君)

必ずしもそうでもありません。

○鍛冶静一郎君 必ずしもそうでないと云ふと決は採りませんか。

○参事會長(森川照太郎君)

参考書類に付ての決は採らないのです。

○鍛冶静一郎君 夫ではもう一つお伺ひ致します、去年か一昨年から理事の詮衡をされて高い金を出して理事を招いたのでありますが、其の後欠員の儘今の行政委員會が一年も経つても理事を置かないでやつて來られました、今のお話では選任者が無いといふ事でありましたが、引繼ぎの任期に於て不選任だと見られたとすれば此の案を出される今日まで一年も二年もほつたらかした——といふ意志は無いと思ひますが——事實そういつた形になつて居ります、我々の只間はんとするところは、又選任者が無いといふ事で一年もほつて置かれるやうな事があつては不可ないから、腹案の人があつて既に交渉があつて御本人の黙諾を得られて居るものか、夫ともまだ海のものとも山の物とも決まつてないものか、理事問題の例もありますから承はつて置く必要があると思ひます。

○参事會長(森川照太郎君) 登壇

得て居ります、斯ういふ案を提出しますのに付て相當の準備なしに皆さんに案を提出して御賛同を得るといふ事は参事會として親切な態度とも思へませんし、斯ういふ案を出すまでには夫相當に準備して居ります、適當な人があるか如何かといふ事をお尋ねでございましたが之も無類の選任者なりと信する方を考へついたので推薦したいと考へて居ります、従つて其の人に今年の春、此の案に付て監督官廳に斯ういふ制度が必要だといふ事をお話して其の御内諾を得まして、

(30)

(29)

そうして自分の腹案の中の人に向つて「民團長制を最近に行ふやうに提議したいと思ふ、之に付ては自分の考へでは民會の協議を得る事は疑ひなしと思ふ、監督官の内意も民會さへ承認すれば異存はないといふ事であるから民團長制採用の曉は君を初代民團長に推薦するが其の場合に於て來ないか如何か、來る氣があるか」と問ひ合せましたところが、其の人が仕事を持つて居りますから直ちに應諾を呉れるといふ譯にゆかす色々の點を問合せて數回交渉を重ねまして、二ヶ月か二ヶ月半の後に其方さへ談しが付けば行くといふ返事を得ました、其の人は白井忠三君です。

白井忠三君を若し天津の民團長に招く事が出来たら、天津の民團にとつて幸福であるばかりでなく天津居留民の幸福を圖る上に於て之以上適當な選任者を見出す事は出来ないと思ひます、其の意味に於て同君の承認を得た事を非常に喜んで居るのであります、従つて此の案をすん／＼進めたかつたのであります、當事者が撤回御更迭になりまして自然此の案を提出して民會にお諮りするものが延々になつたのであります、白井君に付ては只今申上げます、詳しくは控へますが、民團行政に多年の経験があり、行政委員たること十年會長たること五年、甚だ熱心に民團の行政を執掌された事は古い方の御承知の通りでありまして、此の點に付ては既に試験済みであります、其の人物、識見に至りましても數等群を抜いて居る人物である事も申す迄もないと存じますし、まして、同君を推薦して諸君の御賛同を得たいと思つて居ります。

○橋本磯太郎君 私は今白井忠三君を御推薦になる事に付まして非常に好い事と思つて居りますが、

(32)

(31)

之は後の問題と致しまして、只今の問題は民團長を置くか置かないかといふ問題と思ひますが、民團長を置くといふ事に付て一寸申上げたのであります、批判的觀念とか或は本案の提案者であるからといふ頭を抜きにして充分御考察をお願い致します。

當民團が公益會の取扱つて居る事務全部を一緒にするとか又は著しく取扱ひ事務の範圍が擴がるといふのでなければ、斯ういふ過分の給與が要る民團長は必要ないものと思ひます、先づ第一に民團長と民團理事と比較して見ますれば、民團長は参事會を諮問機關とするに反して理事は参事會長の命を承けて事務を處理する、従つて給與に付ても自ら差等があります、然らば此の理事と高給を要する民團長とに實際は何程の差があるかと考へますに、民團理事の上には本業の傍ら民團の事務を監督する七名の参事會員が居るのであります、民團長の制度は参事會を諮問機關とするのであります、獨斷でやれる権限をも持つて居ります、第二には特別の事情があると言はれますが朝令暮改の弊に陥らぬやうにお願ひしたいと思ひます、民團長及助役、収入役と改正されたのは昭和九年十二月十一日でありました、其の當時は當民團には其の必要を認めず在來の制度に依る事にしたのであります、僅か二年未滿で——特別の事情のあるものとお考へからでもありませうが——先日のやうな改正の直ぐ後に、會長からのお話に依りますと當時の專管居留地の經營と違つて、之より北支の状態の飛躍に伴ひ執行機關の参事會が合議制の名譽職では適しないといふ事ですが夫は其の當時よく知つて居つて民團長を置かなかつたのであります、上海が既に民團

長制であるが上海と當地は在留邦人の其の趣きを異にして居ります、施行規則中の民團長の制度は廣義に屬するものでありまして當地では民團長を置く必要はないと思ひます、責任負擔の點に於て以前不祥事件の發生を見たが如き場合賠償といふ事をお考へかも知れませんが、之は他の民團の或る處には此の一事を考へては居りますが、民團長や助役を置かないでも皆が力を盡して民團事務を監督し民團經費を節減して行くといふ觀念の下にやつて行つたら、之は當地ばかりでなく皆本業の傍ら盡して居るのであります、と共に責任問題を惹起せざる様に注意すれば之は起らぬのであります、民團長や収入役を置かなくとも理事を選任し民團長制を廢して何等の差支へはないと思ひます、目下京津日々に日支親善の事を書いて居りますが、支那人兒童を收容する學校の施設又は擴張するとか團體を償還するとか其の他色々な方面に用途がある、此の他人口が三萬五萬となつた場合は知らず改正當時の人口に比し現在の在留邦人數の三千位の増加でありますれば民團長の必要を認めないのであります、同時に上海其他の民團は此處では共益會の取扱ふ職掌をも取扱つて居ります、當地民團に於て取扱つて居るのは民團課金、使用料、手数料、不動産の取得、消防、義勇隊、衛生、交通道路等でありまして、其の内消防は警察の方で貧民救濟は同光會に於て取扱つて居るといふ有様であります、承租土地の管理、處分は共益會の方でやつて居る、電燈、電動刀、公園又は神社、學校、他の民團事務の大半は共益會の事務になつて居る、そして上海の在留邦人の六分の一の人口であります、上海に民團長制が布かれて居るからといつて當地の斯

ういふ状態に——事務の大半は共益會が取扱つて居る——民團長を置く必要はないと思ひます、こんなに長い間専任の理事を置かずに現庶務主任を以てやつて来たのですから之からも現庶務主任をして理事の職を取扱はせたらば部下の能力を發揮する事が出来るのではないかと、新聞公告の出来期間も斯う短かくては徹底しないと思ひます、又其の間不正事件の疑ひもあつたとしたならば相當……場合に於ても懇切なる注意の下に斯かる事件の發生を防ぐやうにされたいと思ひます、以上は特別の事由とはなりません、參事會の方に對してはお氣の毒ですが是非當民團の爲めに層一層努力御貢獻あらん事を希望致します。

(「其の通り」と呼ぶ者あり)

○菊地新一君 會長にお伺ひ致しますが、本日の議案にございする民團長設置の件です、之は私の意見ばかりではありません往々御聞事ですが、在留民も種々な事情で事務の取扱ひも増えたでせうが、少なくとも租界には共益會の漸的存在があつて民團共益會の二元的構造になつて居ります、あゝいふものが必要であるからといふので設立したあの當時から考へて見ますれば今日共益會は置く必要がないのであります、民團と共益會は元々一つのものから分れたのでありますから夫が還元された後、其の方法が實現された後民團長を置いてもいいと思ひます、どうせ一元的のものでありますから、そうならば經濟の點に於ても民團として財政的に餘裕が出来統制的にも秩序よくなるんじゃないかと思ひます、參事會長の森川さんにどういふ御意見はあり

ませんか。

○參事會長(森川照太郎)

先づ菊地さんからお答へ致します、私も共益會といふ事に就て色々の説を伺ひますので考へて見たのですが、或は分離の理由の一半は今日失はれて居りますが時勢の變化は我々の豫斷を容易に許さないといふ事も先づ多少あると考へなければならぬと思ひます、こんな條例は朝令暮改といふ事になつてはなりませんから慎重に考へべき事が一つとその憂ひは減つたとしましても此の日本人が共益會に寄附した財産を日本人のみに使ふといふ事は之から種々出て行く日本人の爲めには大變有益な事だと思ふのですが、之を此方に還元して出来るか如何か知りませんが、加減かと思ひます、之から考へますと必要は無いかと雖も考へられるのであります、茲に於て私は強いて共益會の存廢といふ事を今日に於て考へる必要がないと斯ういふ結論を有つて居ります、其の時を俟つて民團長制を探るのは餘り時が遅くなり過ぎるといふ事を考へざるを得ませんから私はやはり早くする方がいゝと斯ういふ様に考へます、橋本君の演説の中に數箇所はつきり判らない所がありますので一々はつきりお答へ出来ませんが、民團長制を設けるといふ事は民團長が參事會の下にないが故に不可ない様な點があるかのやうに伺ひましたが、參事會は諮問機關になります、民團長が諮問機關の意思を無視して獨斷で專決斷行するといふ事はまあ無いだらうと思ひます、假にあつたとしても上には監督官もありませんから斯ういふ制度になりませんでしたからと

云つて直ちに居留民の利益に反するといふ事はないと思ひます、上海の人口の六分の一といふ天津に於て云々と云はれましたが領事館では既に一萬を數へて居ります、上海の人口は領事館の調査するところでは二萬何千で六分の一といふ事ははないと思ひます、然して先刻申し上げましたやうに共益會分離後段々人口も種々殊に最近激増して、豫算は編成當時より増えて居るといふ事は民團の事務が夫だけ繁劇になつて居る事でありまして、民團の事務が減つたかの様にお考へに必要もないと斯ういふ風に思ふのであります、のみならず天津には管外地の經營といふ事が片方にありますから、只今貴方が色々民團の事務を讀み上げられたが、夫以外の讀み上げられた範圍外にもあるものであります、管外地の發展といふ事を考へますと又之は着々進めて行かなくてはならない、片手間仕事の合議制の執行機關や如何かと思ひます、従つて有給の中心となるべき人があつて進めて行くといふ事が必要であると思ひます、思ひついただけお答へ致しました。

○橋本磯太郎 一部分的の説明を承りましたが、其の御説明の中で今から二年足らず前に我々が決めた時と今の状態と人口が三千人殖えただけの事で、重大な特別な民團長制がなければならぬといふ程大きな問題でもないと思ひます。

○參事會長(森川照太郎)

其の頃は私も貴方と同じ考へだつたので當時甚だ考へつかなかつた點を取つて居りますが、當時は「理事」といふ事だけしか考へてゐなかつたので、理事の適任者を得られなかつたのも民團長制

(37)

といふ事を考へる一つの之も重大なる理由だと思ひます、そうして高給を出して有給の民團長を設ける事は、人口は三千人の増加でありませうが此の二年間の北支の情勢がどの位變つたか、といふ事は私が茲に申上げる迄もなく十分御承知の事でありませうが、將來も益々飛躍するであらうといふ事は想像に難くないと思ひます、人口が三千人の増加に過ぎないといふ事實に甘んじて今の片手間仕事の名譽職の合議制の執行機關に甘んじていゝといふのは間違つて居ります、管外地の經營の外日に月に進んで來ます大局から考へて見ますに、軍隊の増強といふ事も考へましてどうしても合議制の名譽職の執行機關といふ様な事は時勢の進運に到底追いついて行けません之は争ふ餘地がない問題だと思ひます。

○橋本磯太郎 見解を異にして居りますが、二年前にも北支の明朗化、軍隊の増強といふ事は既に判つて居るのであります、理事の良いのが得られないのは此の度だけで、民團始まつて以來こんなに理事が得られないのは始めてです、が理事が得られんからといふのが民團長を置く理由にはならんと思ひます。

○參事會長(森川照太郎) 二年前と情勢が違ふ違ふは見解の相違ですから争ひませんが、理事は三十年の間に十二人代りましたが、其の中で僅かに一人か二人が適任者として終りを全うして職を去つた事は天津の居留民が周知の事でありませうし、有能なる理事が得られなかつたのも確固たる事實であります、全然得られないとは申上げない、適當な人が得られないといふので何でもいいのなら何人も得られませう。

(38)

○橋本磯太郎 適當な理事が得られないと仰言いますが單に豫想と思ふのであります、大體理事を募集する事に付て之迄抛つて置いて、大體熱がないやうに思ひますが。

○參事會長(森川照太郎) 決して熱がない事はありません、私共七人の參事會員が有能なる理事があつてくれれば其樂になる事は判り切つた事でありませう、ですから適當な理事があれば一日も早く來て貰つて自分達が樂になりたいのです、何を苦しんで適當な補助者なしに參事會の席を汚すと思はれますか、そんな事はないのです、得られるならば早く得て自分達の骨折を減らしたら樂になる事は判つて居る向且つ得られないから、之を以ても得られなかつたのだといふ事をお判りになると斯様に思ひますもう一つお答へ致します、理事に適當な人が得られないなら民團長にも適當な人が得られないといふ事は全然ありません、性質が違ひます。

○菊地新一君 會長のお話によれば今此の際時勢の進運に伴ひまして民團長を置くには最も適切な時だと斯ういふ風に伺ひましたが、私は一寸考へが違ふのであります、過去何年か一年何ヶ月か理事代理がやつて居られたし、急に其の時より人口も膨脹して事務的繁雜が加はつた様にも思ひませんし其處にどうも無理がある様にも考へます、民團長を急激に招致する必要がある様に

(39)

も思はれません、先程から申上げる様に租界の二元的存在である共益會が民團に還元された後民團長を推薦されても少しも遅くはないと思ひます、敢えて萬全を費して民團長を置くならば非常に人格、手腕、見識、力備兼ねて相當な方が來られるだらうと思ひますし、如何しても一元的統制のなつた後に民團長を置かれても遅くないと思ひます、之は私の希望です。

○田村俊次君 之は質問にもなるし意見にもなりますが、民團長を置くといふ、つまり有給民團長を置くといふ事は結局名譽職の參事會では所謂片手間であるからうまく行かないといふ事が主なる理由と思ふのだが、之は私も痛切に感じて居る一人であつて多少経験もあり會長になつた事もありませうが、如何も忙しい體で御奉公とは云ひ乍ら中々思ふ様に複雑な事務を整理して行くといふ事をやるには過去の歴史をよく繰返して研究するといふ事が必要であります、であるから有給の民團長を置く事には賛成の一員なのです、が民團長を得る事に付て意見がある、之は此の租界は昔から妙な訓練のない黨派の争ひがあつて、赤とか青とかいふ風に妙な一つの黨派の争ひがあつて、其の争ひの爲めに民團はどの位損をした事か判らない、之は實に我々には常に苦々しく思つて居たのです、今舉國一致の場合にこんな狭い所で訓練のない争ひをするのは民心に與へる影響が大きいのですから、實は私も一方の派と云はれて居つた關係上努めて之を緩和するべく控えて居つたのです、黨派的の考へで民團長を置かなければといふ事も禍ひの一つであり、理事を得

(40)

る事に困難だといふのが黨派の争ひの禍ひである、之は如何なる事を以てしても斷言する事が出來ませう、今後民團長を推薦するに付ては再び租界に過去のやうな又現在のやうな忌はしい訓練のない黨派のないやうにしたい、争ひを起すやうな者は之を避けたい、即ち一つの條件として汚ない斯ういふ争ひを抑へて立派な舉國一致の團政を遂行するやうな人物、識見、手腕共に優れた人を置きたい、民團長を置く事に前も言ふ通り決して反對じゃないが、今森川さんのお話の白井さんといふ事を聞きましたが、之は森川さん一個の御推薦と承はつて置きたいのであります、白井さんあればその民團長制で白井さんが來なかつたとしたら此の案をお出しにならなかつたかも知れない、そうすると眞に提案の意義が小さくなり又不純となります、之は森川君一個の考へであらうと私は信じて、先づ民團長制にするならば民團長を如何に推薦するか、法規に據れば民團議員の選舉といふ事になつて居りますが、推薦の方法は如何いふ風にするか、茲にそのいふ方針を樹て、斯ういふ條件の有る者を迎へやうといふ事を前提として提案に付ての決定を得たいと思ひます、もう一つはお氣の毒であるが現在の參事會で或る程度迄はやつて來たのであるから、司直の決定は相當年限を要するでせうが夫を俟つ必要もないでせうが、民團綱紀の肅正、跡始末をお氣の毒だが今の參事會が責任を持つて、任期中に出來なければ監督官にお願ひして任期を延期しても好い、願へれば綺麗にして之を民團長なり或は次期の參事會なりにお渡しになる事が政治道徳の本當の道じやないかと思ふ、して見れば今急に民團長制を決めて了ふ必要もなく、從つ

て森川君のやうな「どうか之に賛成してくれ、賛成してくれ」といふやうな方法を採る必要はないと思ひます事件の解決をつけるには相當の時日が要しますから其の間に民團長の選挙の推薦の方法を立案されて、斯程に大切な事でありますから念入りに厳選して然して森川君が推薦される白井君以上の人がなければならぬを得ない、其の時に白井君を推薦されても遅くはない、今森川君の口から白井君を前提として此の案を出される事は此の民會の記録に残る事でありますから甚だ面白くないと思ひます、民團長制を置く事に反対ではありません、民團長を得る方法如何に依つて、民團長の資格、見識、人格等の點に考慮して再びいふ争ひの起らぬ様、言ひ換へれば私は天津には白紙の人が好いと思ひます、上海の第一回の民團長が非難を受けたといふのも参事會長であつたのが其の儘直ぐに有給の民團長になつたらさういふ非難があつたらうと思ひますので、此の實例がありますので縁故の深かつた人を以て推すといふ事も甚だ面白くないと思ひます、参事會長並びに参事會員に希望を述べて置きます、民團長制を採る事には賛成の一員である事を聲明致します。

○参事會長(森川照太郎)

田村議員の御賛成を得まして有り難く存じます、民團長制には賛成だが白井君を推すといふ事、民團長の人を得るの方法に付て同意し難いといふ様な御意見にお聞き取りしましたが、應は御尤もの様存じます、成る程鋭意を念入りにするといふ様な事は誰方も異存のあるべき筈のない御尤

もの説であります、私一個と致しますならば適當なりと確信する人がある場合は念入りも要もない直ちに推す事に躊躇しない、といふのが私一個の考へであります、此の場合に於て念入りにする事が當を得るか如何か、貴方も嘗て行政委員會長として御體験になつてお悟りになつた如く参事會員全部が實務に當つて行きて、有給の毎日事務所に詰めて居る人が執行機關でなければならぬといふ事を御同様に痛感したのであります、殊に今回のやうな事が起りました場合には尙更一層切實に夫を感じます、其の事のみならず民團の諸般の事務の取扱ひ振りといふ事も亦色々考へられる點が多いのであります、之は有給の且つ徳望の有る人を得まして専門的に其の仕事に従事して貰ふより外には之を救済し補正して行く筈はない、と斯ういふ風に考へまして然して一日も早くなければならぬと思ひます、田村議員は監督官にお願ひして任期を延ばして云々と言はれましたが、我々は延ばしたくつてもどうも法規に背いた事を監督官がお許しになるか如何か判りませんが、但し之は除談であります、會計検査委員の方には此の検査は實に複雑であるから途中から人を變へて新たに検査をするといふのは調査を遅れしめますので、検査委員の方は引き続き調べて頂きたいものだといふ希望は座談的に話した事がございますが、自分らが任期を延長して頂いて片をつけて行くといふ事は微塵も考へた事はありませんし、自分らは責任を果すのは任期の満ちた時に退任して頂きます、夫より外に私は途は無いと存じます、そうして右様の次第で白井君を此の席から推すのは田村君のお考へに反しま

して私一個の意見でなく参事會員全部の意見として申上げたのでありまして、其の點どうか誤解のない様にお願ひ致して置きます、夫から白井君が若し来なかつたら民團長制を出さなかつたのじやないかといふ御説がありました、夫から白井君が若し来なかつたら民團長制を出さなかつたのは参事會の下に屬する機關のものでありますし、範圍なんかも極く限られて居る、従つて報酬も少ないものだから適當な人が得られないのであつて、民團長制にしたならば或は茲に理事として得る以上の人が得られるといふ事は決して考へられない事ではありませんが、我々は白井君は白井君、此の制度は此の制度として考へるものでありますから此の誤解も去つて頂きたいと思ひます、赤青があつて私共が黨派争ひの爲めに損をしたといふ事を仰言いましたが、私は損をした場合もあるでせうが利益をした場合も甚だ少なかつたと思ひます、私は寧ろ此の争ひのお蔭で民團行政の危機を救つた事があると信じます、故に私は所謂黨派争ひを恥とせず蔑視しないのであります、此の點に於て私は或は民團の爲めには損でなくて利益だつたらうといふ事を高調したいと思ひます、天津の同胞の爲めに好かつたといふも確信致します。

○田村俊次君

黨派の争ひの斯うのといふ事は見解の相違で争ふ必要もないけれども、さつき會長からお話がありました貴方がたの例の事件に付て辭任を申出た時監督官は後の整理すべきものを整理し、改善すべきものを改善して立派に綺麗にするといふのが本来であるからとてお許しにならなかつたので、お許しにならなかつたといふのが監督官の周到なお計ひだつたと思つ

た、即ち任期が来ても趣旨から云へば或る程度迄は革正をして改造すべきものは改造して、司法司直の手續があるでせうから相當の年月がかりませうが、夫を俟つ必要はないが民團に對する解決法、改革法を考慮し處分も綺麗にしてこそ参事會の責任を盡したと云へるだらうと思ひます、此の意味を強調されるならば任期延期はお許しになると思ひます、又私は白井君に反對するのじやない白井君が不可なりといふ風には言やしない、民團長には斯ういふ資格で斯ういふ人で斯ういふ経験がある人でどういふ風に經驗のある人を民團長にするといふ條件が欲しいといふので、民團長制にしないとか反對とかいふのではない、現在貴方も参事會長として體験されて居る事は私も經驗済みであります、理事とは又違ふのだし慎重の態度を採つて頂きたいといふのです、只單に斯ういふ人が在つたらと云ふので此の案を出すのは輕率じやないかと思ひます、もう一つ貴方に聞きたいのは白井君と交渉された様に伺ひましたが、其の交渉は森川個人としてされたのであるか参事會長としてされたのでせうか、之を伺ひたい。

○参事會長(森川照太郎)

後の方から順にお答へ致します、勿論個人として致しました、白井君は親友でありますから有りの儘の事實を有りの儘に申送りました、慎重にやれといふお詞ですが即決して今日之を決めて頂かうといふのではない、今日は民團長制が制定出来るや否やを決めて頂かうといふのであります、偶々鋭意議員から質問がありましたので遠慮なしに私の所信と参事會の意見を申上げた次

第で、詳しい事は次回の民会で決めるので今日即決しないのであります、議案は此の次が選挙の
 會合になりますから十分お話しするつもりでしたが、先刻申上げたのです、其の時にも云つ
 た様に古い方は如何なる功績を民團に盡されたかといふ事も熟知されて居ると思ひまして
 私が辯を致す必要がないと思ひます、斯くの如きは慎重以上の慎重だと私は考へて居ります、
 夫から民團を綺麗にして返せといふ再度の御注文で、私に至急その様に手続きせよと催促して仰
 言いましたが、私が先刻即ち如何に此の善後策を講じてお返し改善すべきものを改善しようと
 いふのは無期限に在職してやらう、任期を延長してもやらうといふ意味では當然なかつたのであ
 ります、任期を延長してもやらうとは私は夢にも考へません、監督官がお考へになる譯もなし假
 にあつたとしても我々の任期を延長して片を附けると御命令になる御権利をお持ちにはなりませ
 ん、民團の法規に明かに定まつて居るのでありますから任期中に私が盡したくつても其の時期に
 至れば辞めざるを得ないのであります、監督官が殊に任期を延長してもやつて居れと仰言る筈も
 ないのであります。

○鍛冶師 一郎君 森川會長のお話で今日は只議案を通すか通さないかを議するだけで、白井君の推
 薦は次にするといふ事でありますが、至極御尤も斯くあるべきものと存じます、只私が一つお
 伺ひせんならば貴方の任期中に此の選挙が済んで参事會員がお引継ぎをなさるのであるか、
 森川さんに御注意を申上げて置きますが白井君は病気があつて餘り健康状態でないといふ事です

(46)

が、杞憂であれば結構ですが、今度の民團長はえらい仕事をせんらん、將來發展して行く天津に
 於て諸種の御交渉、内輪は今度の事件に對して當られる、之は健康體の人でなければいけな
 と思ひます、私の聞いて居るのが單なる噂であればよいが、若し實際に病氣の方を無理に引つ張り
 出して後で成績が上らなかつたといふ様な事があれば推薦せられた森川君が銜不足といふ事にな
 ります、其の邊を……

○参事會長(森川照太郎君)

最近に甚だ健康だと聞いて居ります、貴方に伺つた後に聞いたのですが、健康診断をした結果ど
 こが病氣かと申しますと彼は現在糖尿患者であります、と云つても日本人の糖尿病人でありま
 すから左迄大した事ではなく始終各地を往復して仕事をやつて居りますから其の點に對する御懸念
 は御無用だと思ふのであります、何時民團長選挙をやるといふ事は今日條例を可決されましたな
 らば領事館の手を経て外務省の認可を得る事になつて居ります、認可を得ましたならば法規に據
 りまして民會を開いて民團長の選挙をすべきであります、其の法規の中に一週間の猶豫期間を置
 くといふ事がありますが、そこで皆さんにお願ひしたい事は既に民團長が設置に確定して其の筋
 の認可を得ました以上は、今日あゝ云ふ事もありませんので徒らに形式に拘泥しないで認可があり
 ましたならば数日の猶豫を以て手順を速びまして、二、三日中に民會を開いて選挙をさして頂き
 たい、此の事を皆さんに御同意を願ひたいのであります、急ぐ場合には此の猶豫日数が要らな

(47)

といふ事がありますが、其の法規に依りまして急ぐのでありますから許可が有り次第に二、三日
 後に民會を開きたいと思ひます、どうか左様御承知願ひます。

○田村俊次君 一體我々は誰を選挙すればよいのか判らない、民團長の選挙は民團にとつてしらか
 み(白紙)なのだ、選挙と云へば参事會長が推薦した人を選挙するか、候補者が何人かあつて候
 補者の種々に依つて決めて先づ合法的の民團長が出来るのですが白紙の議員に白井君なるものを
 押付けるのは選挙じゃない、其の形式によると傍から見られて笑ひ草になるですよ。

○参事會長(森川照太郎君)

笑ひ草になるかどうか知りませんが、私共は白井忠三を最過の民團長と信じて推薦するのであり
 ます、貴方に意中の方がございませぬならば今日なり當日なり御推薦頂いて諸君の判断に訴へて決
 めたいと思ひます、私は参事會長から自分の思ふ人を推薦していけないと思はないし同僚諸君
 と語りまして斯ういふ風にされた方が適當と思ふから民會に推薦したのみです。

(48)

やない、形式に流れるかも知らんが形も整へないじやいけないと思ふ、慎重に銜をしなければな
 らないと思ふ、以上を希望條件として民團長といふ事には賛成です。

○参事會長(森川照太郎君)

選挙といふのでから選挙さへすれば非難を受ける事はない、多數で決めればよいと思ひます、
 形式に流れると、白井忠三の外に好い加減な人を並べれば形は整ふが、そんな事は出来る筈でも
 ございませぬから、候補者が一人の場合は選挙じゃないといふ事はなないし、選挙を略して決定と
 いふ事もございませぬ、當日に於て一人の選挙の行はれる事が可笑しいなら規程に選挙とありま
 すから、選挙の手續きは當民團に自由があるさうですから今いふ様にしても、夫だけの候補者の
 中から選挙するにしても、孰れ民會を開く夫迄にお考へを願つて御推薦を願ひます。

(一)可否を問ふたら如何ですか(「第二讀會省略」等呼ぶ者あり)

○議長(遠山猛雄君)
 大分議論も盡きた様であります、一讀會と二讀會と段々になつて居りますので一讀會を終り之よ
 り二讀會の形を探りたいと思ひます、従つて只今民團長及び助役制度に全然反對な御意見として
 橋本君、制度には異議がない賛成をする只民團長を得る方法に就て條件付きで賛成をするといふ
 のが田村さんの御意見であります、左様心得てよろしうございませぬか、此の二つと思ひますが
 其の他に二讀會に於きまして他に御意見ございませぬか、若し御意見ございませぬければ直ち

に三讀會に移して可否の決を探つて見たいと思ひますが
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
 御異議のないものと認めまして三讀會に移します、従つて本案に全然反對の橋本君の御意見に御
 賛成の方は御起立を願ひます。

(起立者一名)

次に所謂條件付き、民團長を得る方法に付て更に條件を附して一寸お伺ひしますが條件の内
 容に付ては……

○田村俊次君 内容は今の參事會の方で作る、銓衡の方法を作る事にして、私の希望は今のやうな
 率直に云へば茲に一人の人を連れて来て之を選挙せよといふ方法を探らずにもつと色々な方法に
 於てやる、修正でもありませんが希望の條件を附して此の案に賛成しようといふのです。

○議長(遠山猛雄君)

條件といふ事になるともう少し内容に於て……

○田村俊次君 今私の希望条件といふのは私知らなかつたが、新民團法規六十六條に選挙の條項が
 ありますが、之で見るとつまり領事館令に依つて選挙の規程が出来る譯です、従つて私の希望条件
 といふのは參事會に希望を述べるのではなくて寧ろ領事館、監督官憲の方に希望を述べるといふ
 事になる、民團長制の可否を問はれるが、參事會に希望条件を附したのは斯ういふ條件があれば

人を得る場合に……

○議長(遠山猛雄君)

趣旨には御賛成ですな。

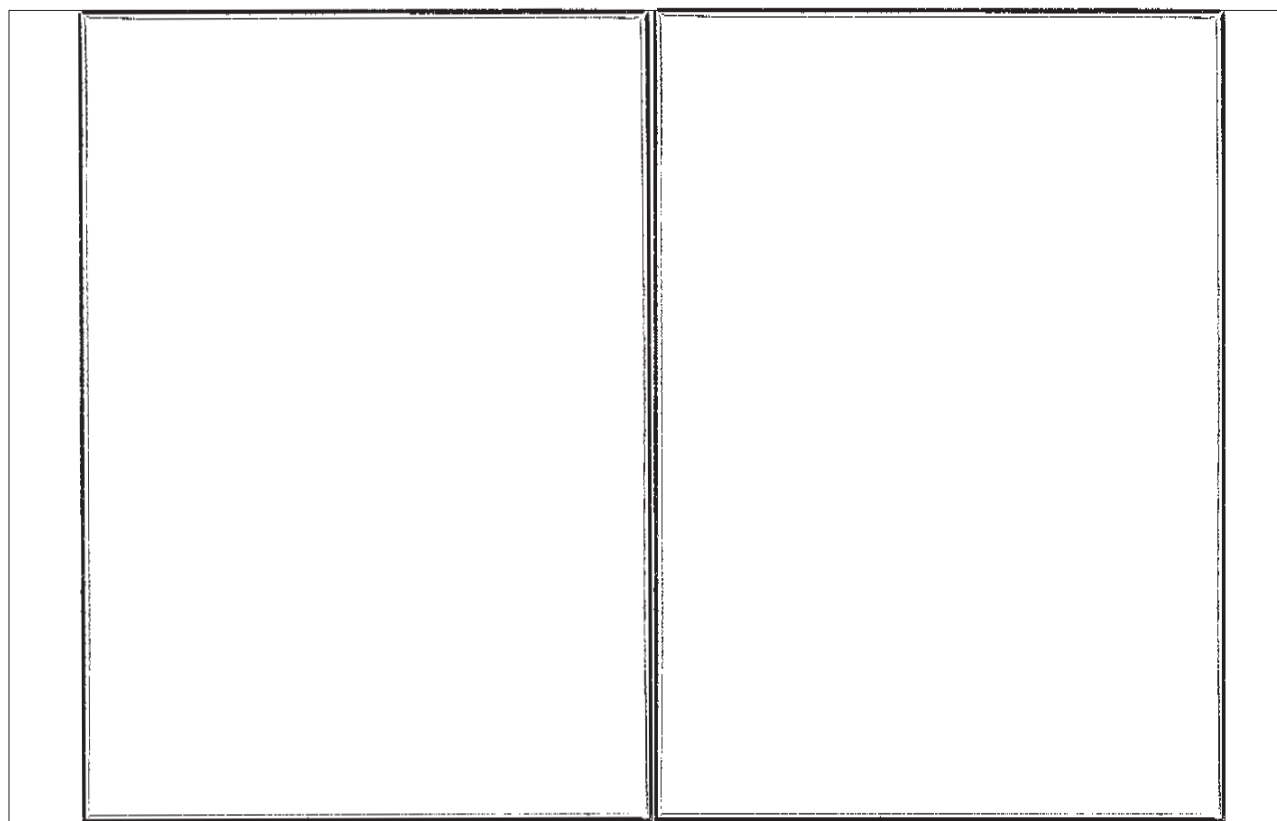
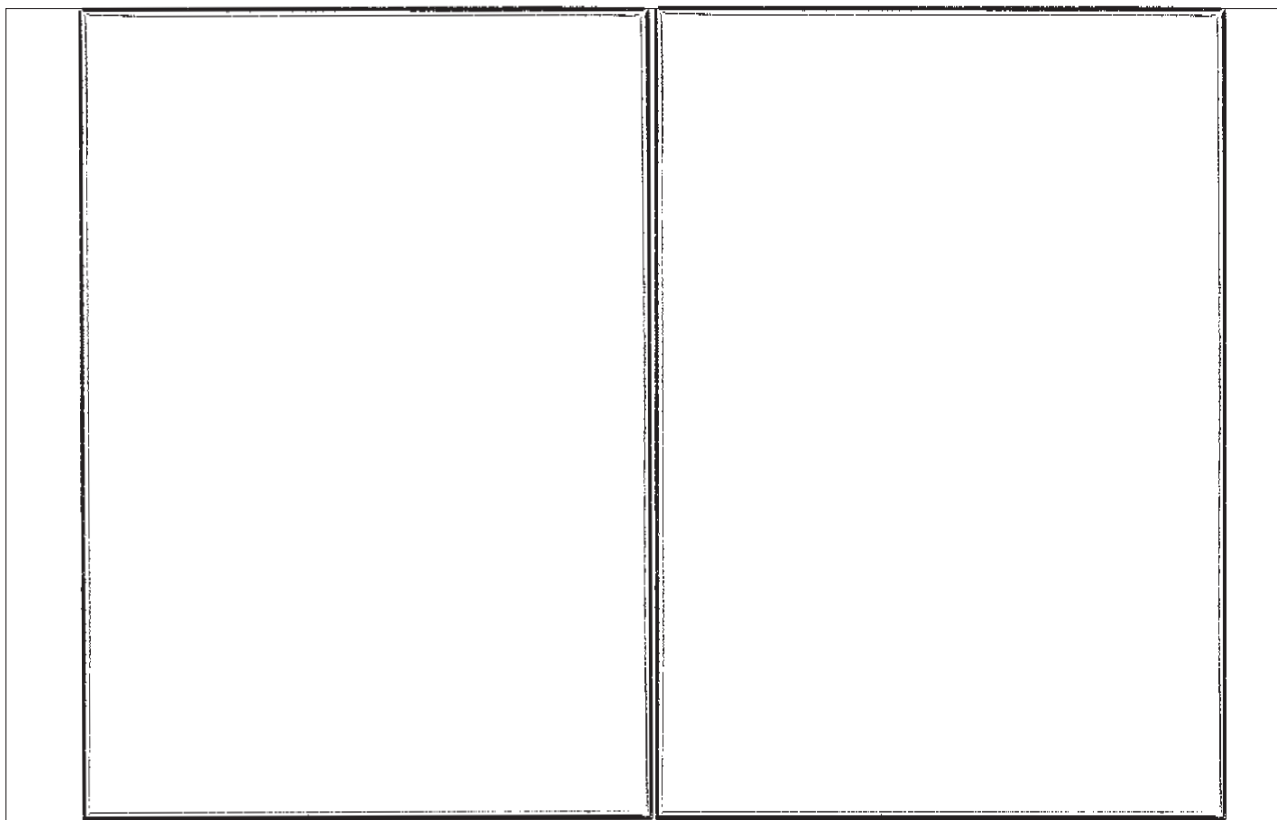
○田村俊次君 無論そうです、民團長制には賛成です。

○議長(遠山猛雄君)

そうすれば本案に付ての反對の意見は橋本君一人だけでございますから其の方の方は全部御賛成
 の方と見て差支へございませんか、
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がない様でございます、では本案は可決確定と致します。

日程以上で終了致しました、本會議は之を以て閉會に致します、長い間御苦勞様でございました
 午後十一時二十分閉會



昭和十一年第三十七次居留民會臨時會議事速記録附録

昭和十一年第三十七次居留民會臨時會に於て議決したる諸事項左の如し

(一) 消防隊移築ニ關スル件

- 一、本年三月居留民會通常會ニ於テ可決承認セラレタル「消防隊建物移築及吏員宿舍新築ノ件」第一項中經費五萬弗トアルヲ七萬弗ニ増額スルコト

理由

其後ニ於テ警察署側ヨリ消防隊建物ヲ三階建トスヘキ希望申出アリ參事會ヘ之ヲ妥當ト認メタルト且所要材料價格ノ騰貴シタルニ因ル

(二) 居留民團長及助役設置ノ件

- 一、本居留民團ニ民團長及助役ヲ置クコト
- 二、前項ニ要スル外務大臣ニ對スル認可申請ノ手續ハ之ヲ參事會ニ一任スルコト

理由

本民團發展ノ狀勢ニ鑑ミ民團事務運用ノ圓滑完全ヲ期スルクメ民團長制トスルヲ適當ト認メタルニ因ル

(51)

參考

天津居留民團民團長助役規程案

第一條 本民團ニ民團長、助役ヲ置ク

第二條 民團長、助役ノ任期ハ四年トス

第三條 民團長ノ給與ハ左ノ範圍ニ於テ居留民會之ヲ決定ス

年俸 銀壹萬弗以上銀壹萬五千弗以下

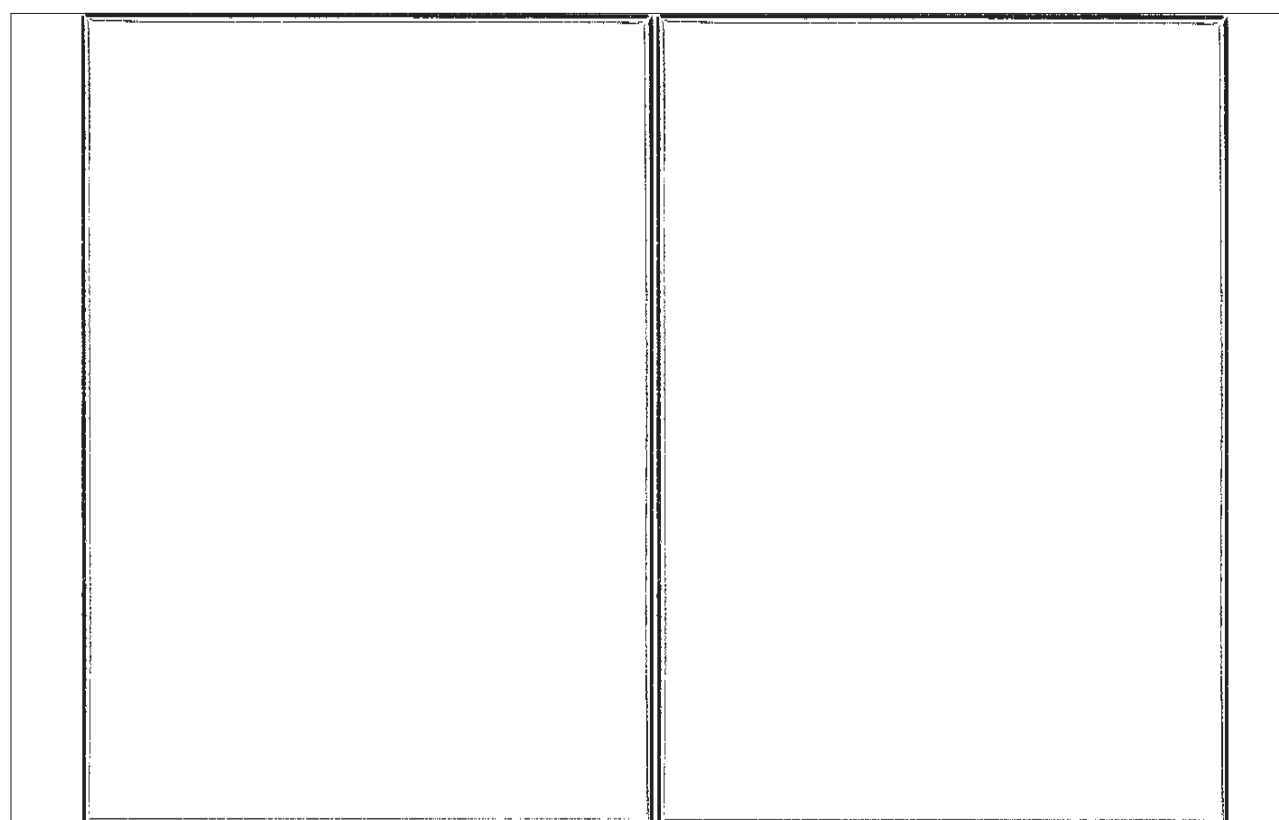
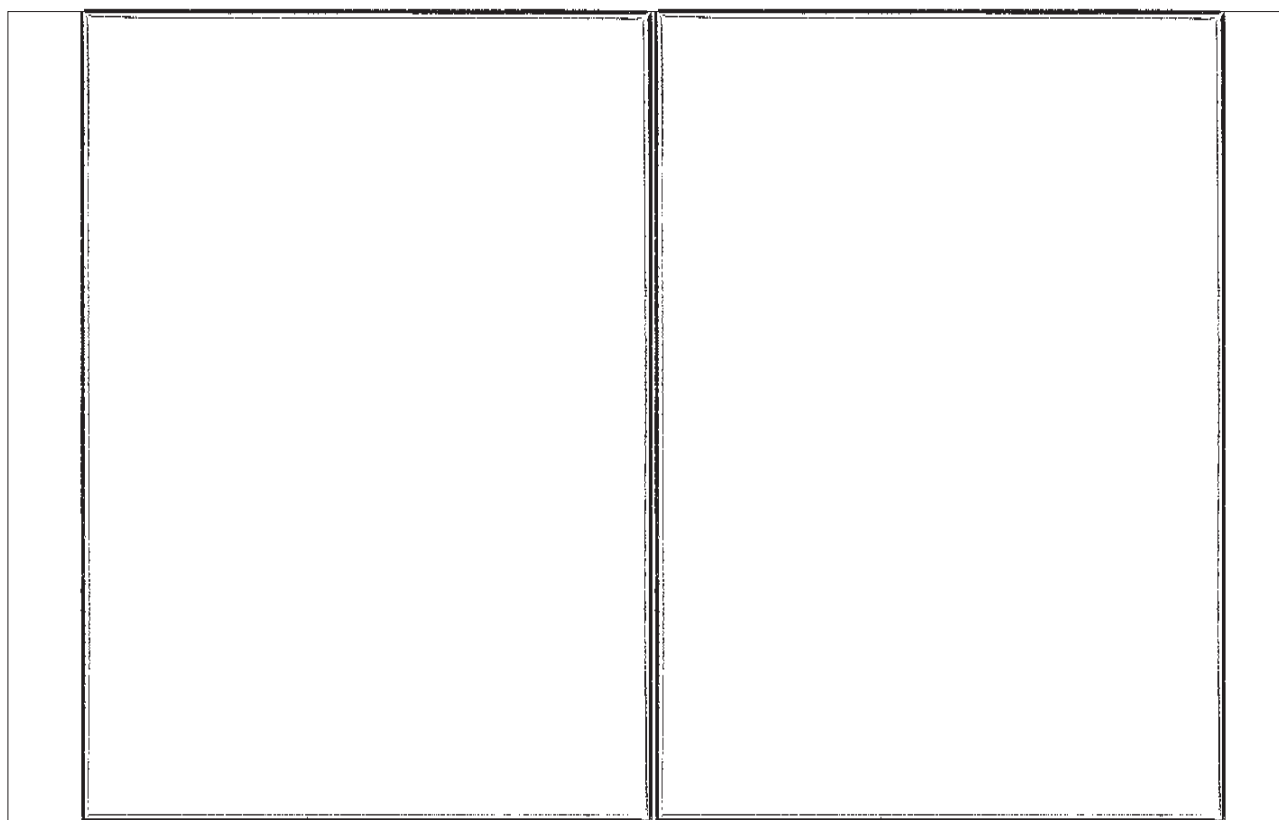
住宅料 年額銀貳千弗以内

第四條 助役ハ名譽職トス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(52)



昭和十一年第三十七次居留民會臨時會要錄

- 一、議 員 二十五名
- 二、會 期 昭和十一年十一月五日(一日)
- 三、會 場 公會堂
- 四、成 績 省略す
- 五、議長及會議係

議 長	遠 山 猛 雄
副 議 長	龜 澤 省 朝
理 事 代 理	村 田 秀 秀
書 記	村 田 秀 秀
速 記	山 下 圭 子

